

平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は88,341人（平成28年86,811人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は6,055人（平成28年5,782人）で、課税割合は6.9%（平成28年6.7%）となっており、平成28年より0.2ポイント増加しました。

2 課税価格

課税価格の合計は7,144億円（平成28年6,401億円）で、被相続人1人当たりでは1億1,798万円（平成28年1億1,071万円）となっています。

3 税額

税額の合計は770億円（平成28年603億円）で、被相続人1人当たりでは1,272万円（平成28年1,043万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等37.6%（平成28年38.5%）、土地27.8%（平成28年29.7%）、有価証券16.7%（平成28年14.4%）の順となっています。

相続税の申告事績

| 項目 | 年分等 | 平成28年分 ^(注1) | | 平成29年分 ^(注2) | | 対前年比 |
|----|--|------------------------|----|------------------------|----|-----------|
| | | | | | | |
| ① | 被相続人数(死亡者数) ^(注3) | 86,811 | 人 | 88,341 | 人 | 101.8% |
| ② | 相続税の申告書の提出に係る被相続人数 | 5,782 | 人 | 6,055 | 人 | 104.7% |
| ③ | 課税割合 (②/①) | 6.7 | % | 6.9 | % | 102.6ポイント |
| ④ | 相続税の納税者である相続人数 | 12,453 | 人 | 13,108 | 人 | 105.3% |
| ⑤ | 課税価格 ^(注4) | 6,401 | 億円 | 7,144 | 億円 | 111.6% |
| ⑥ | 税額 | 603 | 億円 | 770 | 億円 | 127.7% |
| ⑦ | 1 被 人 相 当 続 た り 人 | 11,071 | 万円 | 11,798 | 万円 | 106.6% |
| ⑧ | | 1,043 | 万円 | 1,272 | 万円 | 121.9% |

(注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
 なお、租税特別措置法第69条の6及び同法第69条の8の規定により一部の相続税の申告期限は、2019年5月7日まで延長されている。

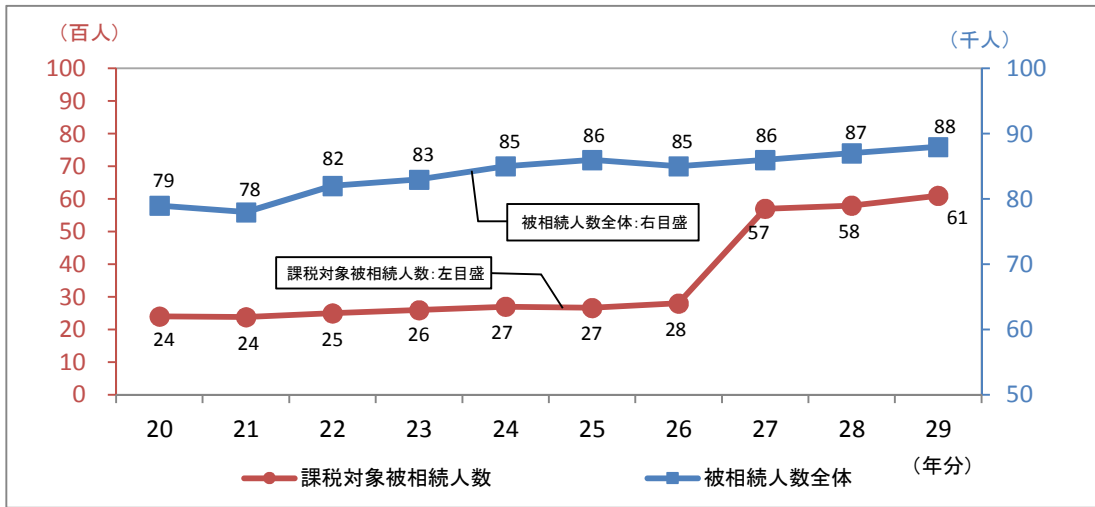
3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。

4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

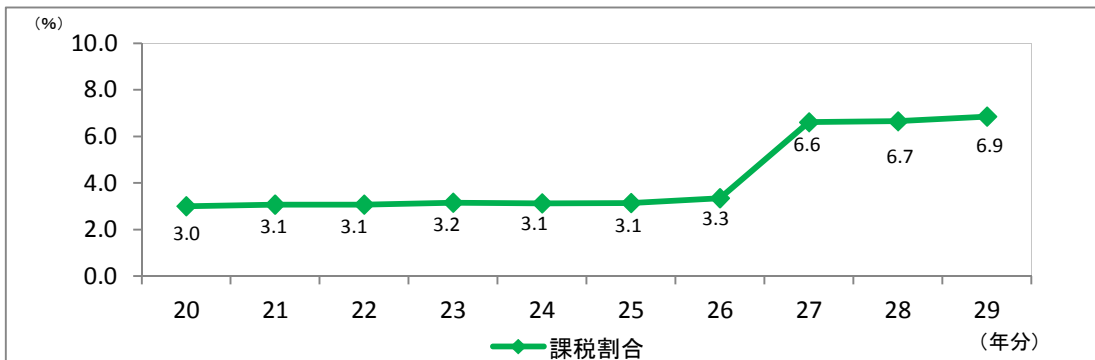
被相続人数の推移

(付表1)



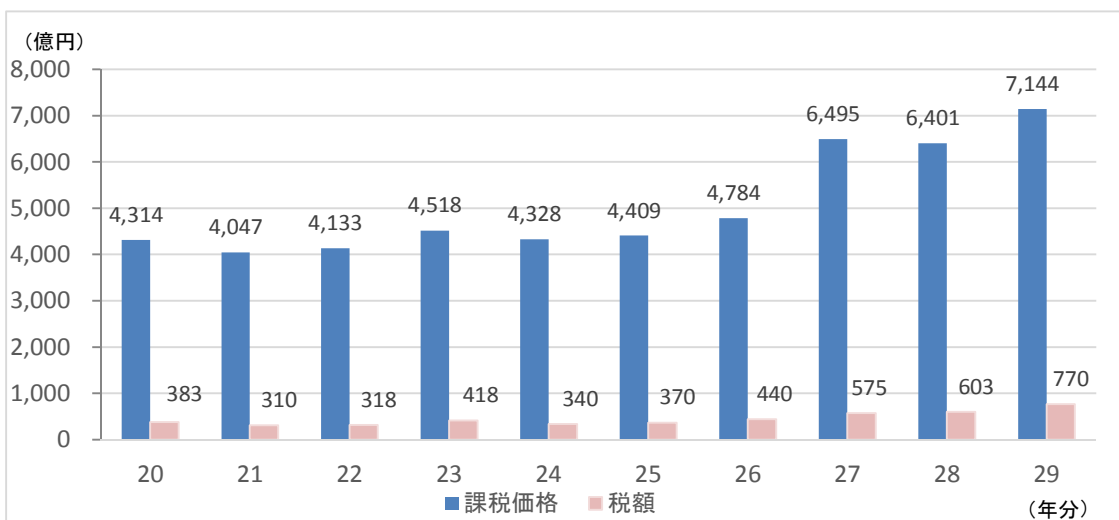
課税割合の推移

(付表2)



相続税の課税価格及び税額の推移

(付表3)



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の推移

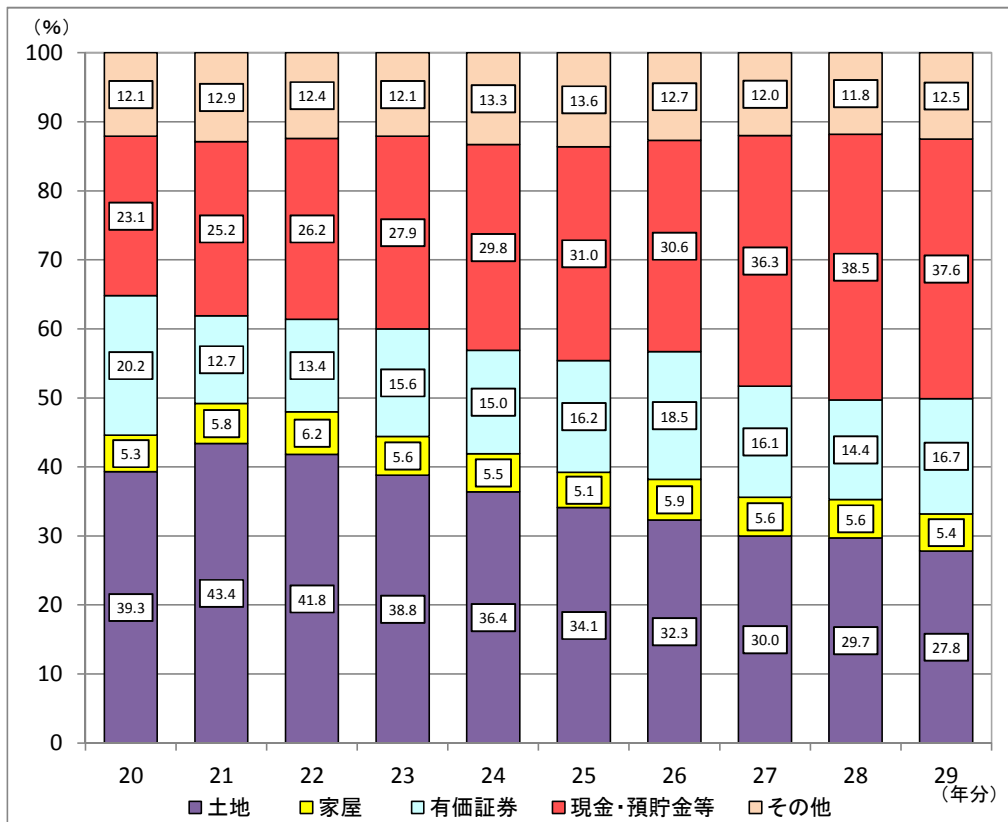
(付表4)

| 項目 年分 | 土地 | 家屋 | 有価証券 | 現金・ 預貯金等 | その他 | 合計 |
|----------|-------|-----|-------|-------------|-----|-------|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成20 | 1,862 | 252 | 955 | 1,092 | 572 | 4,733 |
| 21 | 1,886 | 250 | 553 | 1,100 | 560 | 4,349 |
| 22 | 1,867 | 277 | 597 | 1,179 | 553 | 4,473 |
| 23 | 1,865 | 269 | 751 | 1,341 | 580 | 4,805 |
| 24 | 1,685 | 255 | 693 | 1,382 | 616 | 4,631 |
| 25 | 1,581 | 237 | 751 | 1,435 | 633 | 4,636 |
| 26 | 1,637 | 298 | 940 | 1,549 | 645 | 5,068 |
| 27 | 2,045 | 384 | 1,095 | 2,475 | 820 | 6,819 |
| 28 | 2,012 | 379 | 977 | 2,604 | 793 | 6,765 |
| 29 | 2,096 | 409 | 1,258 | 2,830 | 943 | 7,536 |

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の構成比の推移

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は7,536人（平成28年7,357人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は347人（平成28年341人）で、課税割合は4.6%（平成28年4.6%）となっており、平成28年と同じ割合になりました。

2 課税価格

課税価格の合計は339億円（平成28年371億円）で、被相続人1人当たりでは9,779万円（平成28年1億890万円）となっています。

3 税額

税額の合計は23億円（平成28年29億円）で、被相続人1人当たりでは650万円（平成28年850万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等41.8%（平成28年40.7%）、土地21.3%（平成28年25.8%）、有価証券15.1%（平成28年14.2%）の順となっています。

相続税の申告事績【鳥取県】

| 項目 | | 年分等 | 平成28年分 ^(注1) | 平成29年分 ^(注2) | 対前年比 |
|----|--|-------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| | | | | | |
| ① | 被相続人数(死亡者数) ^(注3) | 人 | 7,357 | 7,536 | 102.4% |
| ② | 相続税の申告書の提出に係る被相続人数 | 人 外 69 | 341 | 347 外 80 | 101.8% 外 115.9 |
| ③ | 課税割合 (②/①) | % | 4.6 | 4.6 | ポイント 0.0 |
| ④ | 相続税の納税者である相続人数 | 人 | 749 | 722 | 96.4% |
| ⑤ | 課税価格 ^(注4) | 億円 外 47 | 371 | 339 外 46 | 91.4% 外 96.8 |
| ⑥ | 税額 | 億円 | 29 | 23 | 77.8% |
| ⑦ | 1 被 人 相 当 続 た り 人 | 課税価格 ^(注4) (⑤/②) | 万円 外 6,830 | 9,779 外 5,702 | 89.8% 外 83.5 |
| ⑧ | | 税額 (⑥/②) | 万円 850 | 650 | 76.4% |

(注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

なお、租税特別措置法第69条の6及び同法第69条の8の規定により一部の相続税の申告期限は、2019年5月7日まで延長されている。

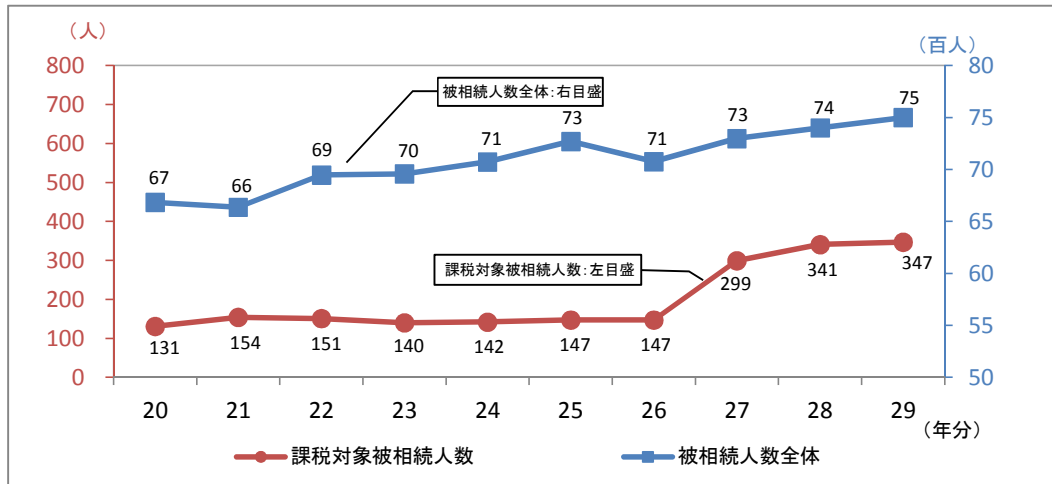
3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。

4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

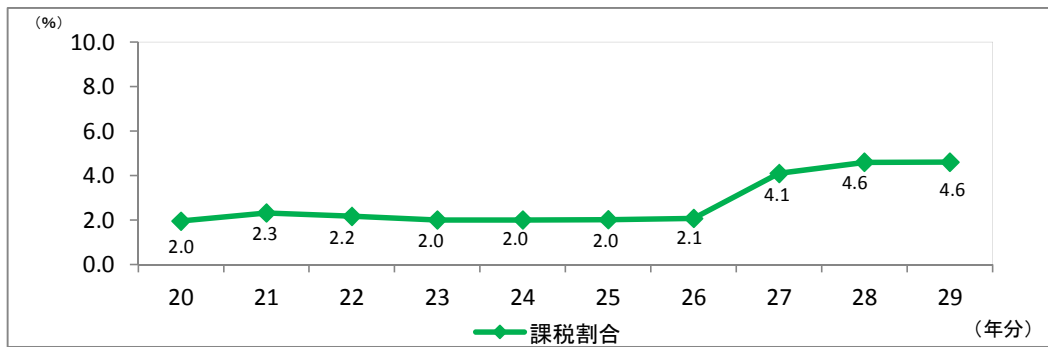
被相続人数の推移【鳥取県】

(付表1)



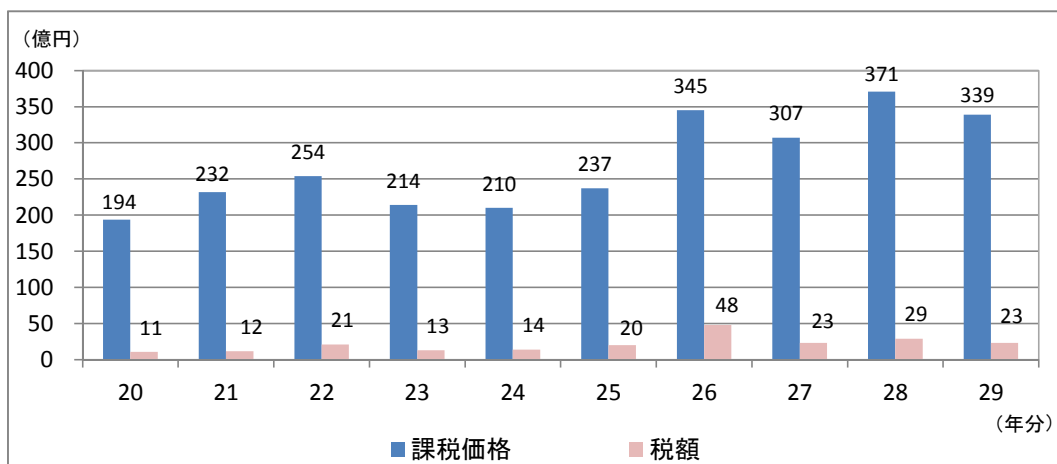
課税割合の推移【鳥取県】

(付表2)



(付表3)

相続税の課税価格及び税額の推移【鳥取県】



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の推移【鳥取県】

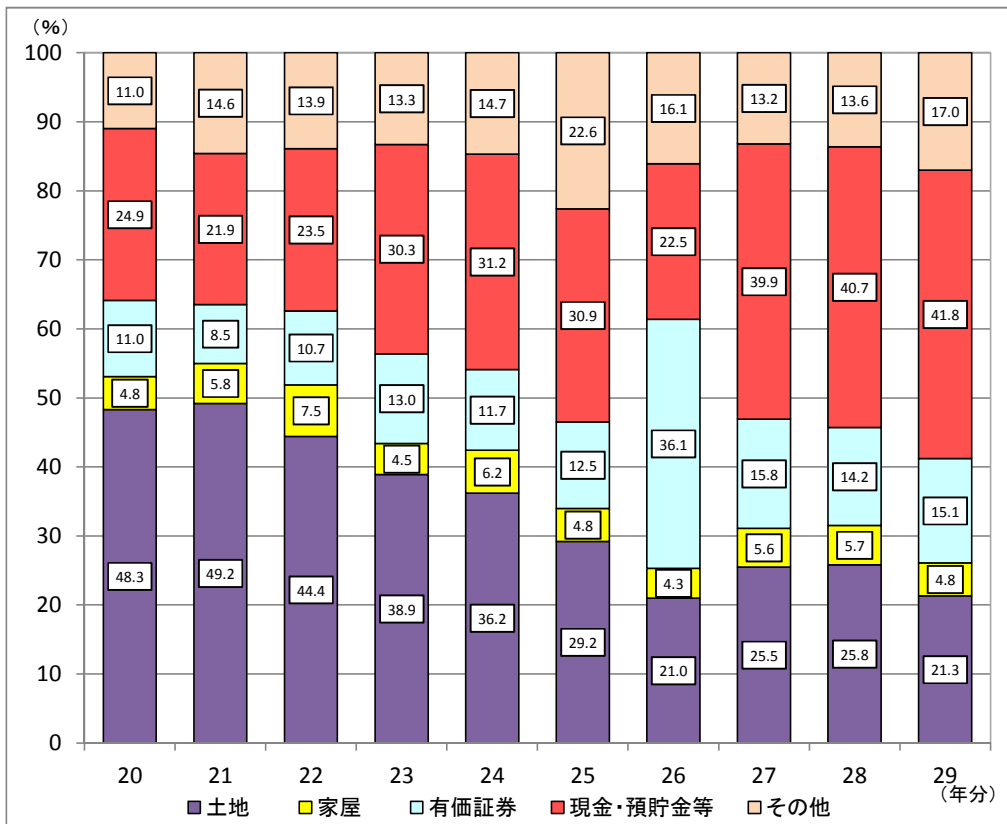
(付表4)

| 項目 年分 | 土地 | 家屋 | 有価証券 | 現金・ 預貯金等 | その他 | 合計 |
|----------|-----|----|------|-------------|-----|-----|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成20 | 101 | 10 | 23 | 52 | 23 | 209 |
| 21 | 128 | 15 | 22 | 57 | 38 | 260 |
| 22 | 123 | 21 | 30 | 65 | 38 | 277 |
| 23 | 86 | 10 | 29 | 67 | 29 | 220 |
| 24 | 83 | 14 | 27 | 71 | 33 | 228 |
| 25 | 72 | 12 | 31 | 76 | 55 | 245 |
| 26 | 77 | 16 | 133 | 83 | 60 | 369 |
| 27 | 83 | 18 | 52 | 130 | 43 | 326 |
| 28 | 102 | 22 | 56 | 160 | 54 | 394 |
| 29 | 75 | 17 | 53 | 147 | 60 | 352 |

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の構成比の推移【鳥取県】

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は9,694人（平成28年9,562人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は414人（平成28年396人）で、課税割合は4.3%（平成28年4.1%）となっており、平成28年より0.2ポイント増加しました。

2 課税価格

課税価格の合計は465億円（平成28年386億円）で、被相続人1人当たりでは1億1,228万円（平成28年9,739万円）となっています。

3 税額

税額の合計は41億円（平成28年27億円）で、被相続人1人当たりでは984万円（平成28年678万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等38.4%（平成28年40.3%）、土地25.7%（平成28年26.6%）、有価証券16.8%（平成28年14.5%）の順となっています。

相続税の申告事績【島根県】

| 項目 | | 年分等 | 平成28年分 ^(注1) | 平成29年分 ^(注2) | 対前年比 |
|----|--|-------------------------------|------------------------|------------------------|--------------------|
| | | | | | |
| ① | 被相続人数(死亡者数) ^(注3) | 人 | 9,562 | 9,694 | 101.4% |
| ② | 相続税の申告書の提出に係る被相続人数 | 外 97 人 | 396 | 外 99 人 | 外 102.1% |
| ③ | 課税割合 (②/①) | % | 4.1 | 4.3 | ポイント 0.2 |
| ④ | 相続税の納税者である相続人数 | 人 | 882 | 898 | 101.8% |
| ⑤ | 課税価格 ^(注4) | 外 52 億円 | 386 | 外 56 億円 | 外 108.0% |
| ⑥ | 税額 | 億円 | 27 | 41 | 151.8% |
| ⑦ | 1 被 人 相 当 続 た り 人 | 課税価格 (⑤/②) ^(注4) | 外 5,380 万円 9,739 | 外 5,694 万円 11,228 | 外 105.8% 115.3% |
| ⑧ | | 税額 (⑥/②) | 万円 678 | 万円 984 | % 145.2% |

(注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

なお、租税特別措置法第69条の6及び同法第69条の8の規定により一部の相続税の申告期限は、2019年5月7日まで延長されている。

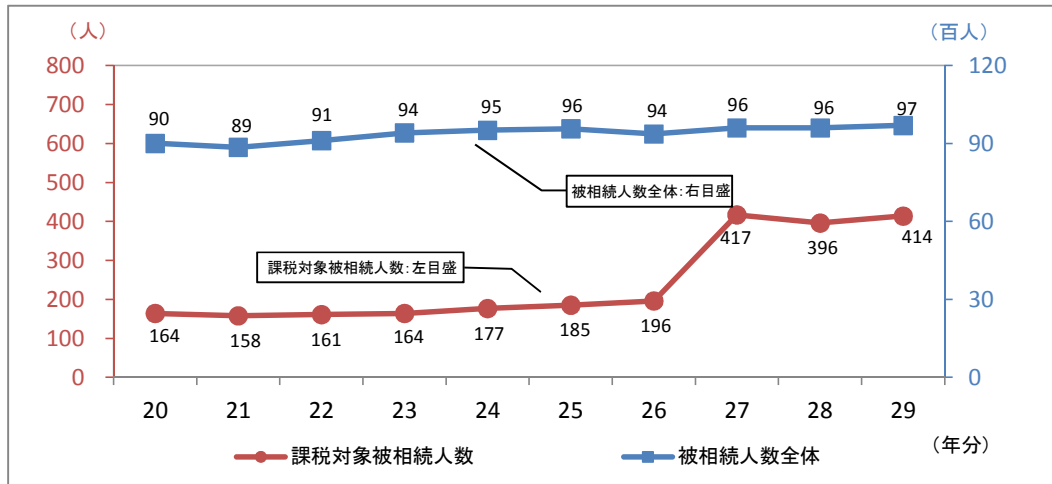
3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。

4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

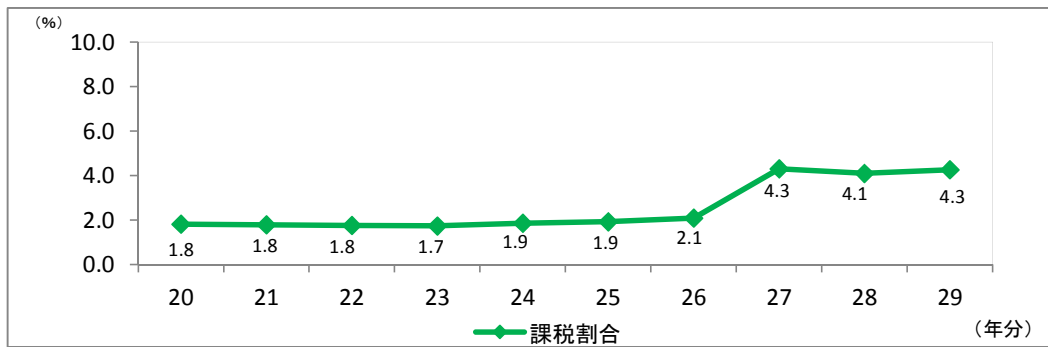
被相続人数の推移【島根県】

(付表1)



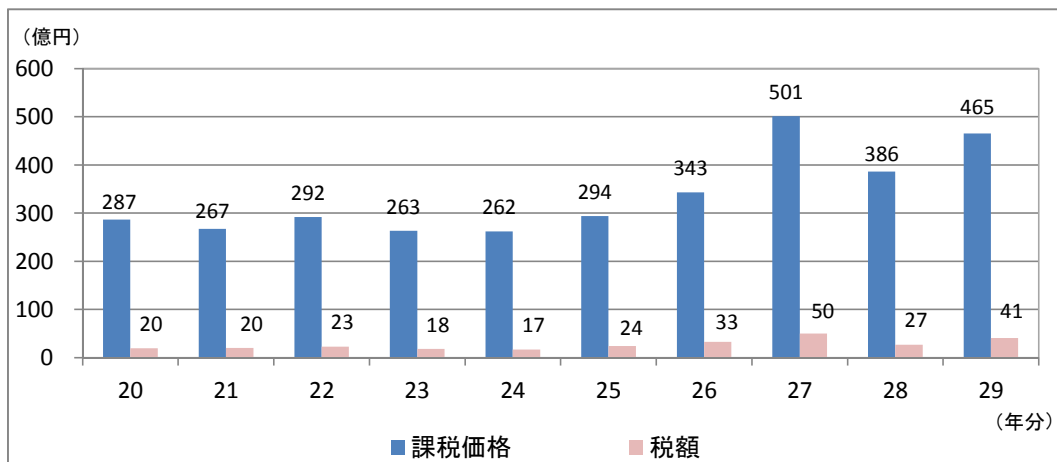
課税割合の推移【島根県】

(付表2)



(付表3)

相続税の課税価格及び税額の推移【島根県】



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の推移【島根県】

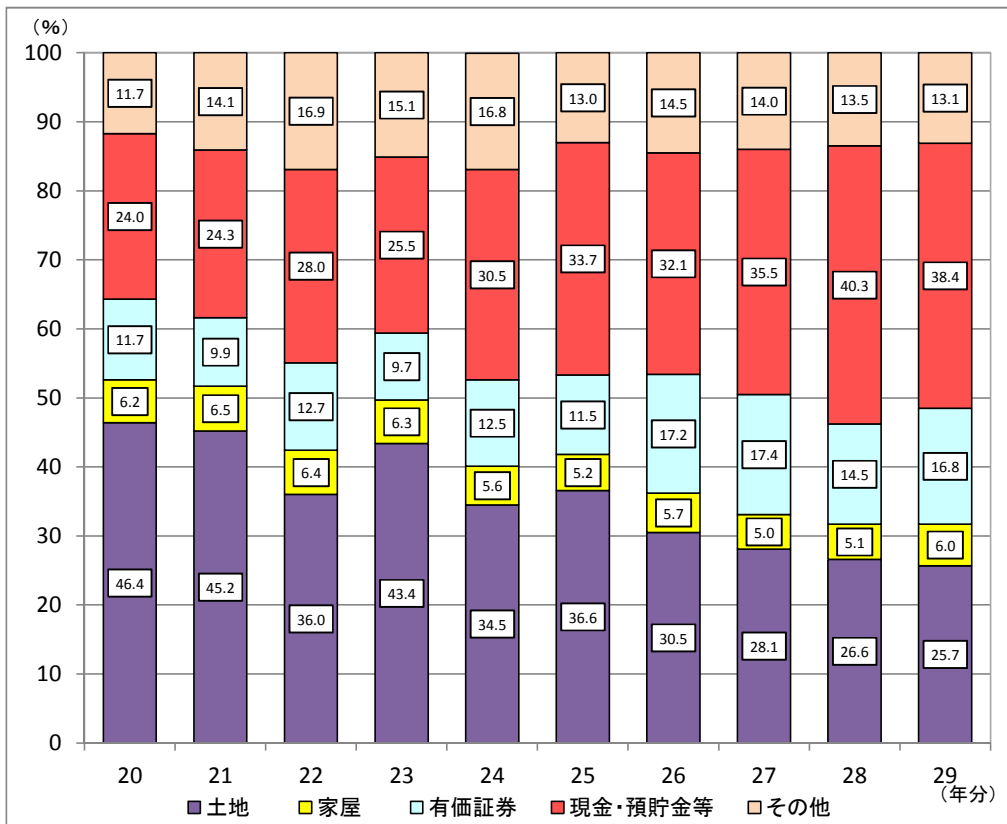
(付表4)

| 項目 年分 | 土地 | 家屋 | 有価証券 | 現金・ 預貯金等 | その他 | 合計 |
|----------|-----|----|------|-------------|-----|-----|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成20 | 143 | 19 | 36 | 74 | 36 | 308 |
| 21 | 132 | 19 | 29 | 71 | 41 | 292 |
| 22 | 113 | 20 | 40 | 87 | 53 | 312 |
| 23 | 123 | 18 | 27 | 72 | 43 | 283 |
| 24 | 93 | 15 | 34 | 82 | 45 | 270 |
| 25 | 112 | 16 | 35 | 103 | 40 | 305 |
| 26 | 108 | 20 | 61 | 114 | 52 | 355 |
| 27 | 145 | 26 | 90 | 183 | 72 | 516 |
| 28 | 106 | 20 | 57 | 160 | 54 | 397 |
| 29 | 125 | 29 | 82 | 187 | 64 | 487 |

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の構成比の推移【島根県】

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は21,604人（平成28年21,532人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は1,581人（平成28年1,480人）で、課税割合は7.3%（平成28年6.9%）となっており、平成28年より0.4ポイント増加しました。

2 課税価格

課税価格の合計は1,852億円（平成28年1,590億円）で、被相続人1人当たりでは1億1,717万円（平成28年1億742万円）となっています。

3 税額

税額の合計は198億円（平成28年145億円）で、被相続人1人当たりでは1,249万円（平成28年978万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等36.0%（平成28年35.6%）、土地30.3%（平成28年32.0%）、有価証券15.6%（平成28年15.5%）の順となっています。

相続税の申告事績【岡山県】

| 項目 | | 年分等 | | 対前年比 |
|----|--|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | 平成28年分 ^(注1) | 平成29年分 ^(注2) | |
| ① | 被相続人数(死亡者数) ^(注3) | 人 21,532 | 人 21,604 | % 100.3 |
| ② | 相続税の申告書の提出に係る被相続人数 | 人 外 331 1,480 | 人 外 336 1,581 | % 外 101.5 106.8 |
| ③ | 課税割合 (②/①) | % 6.9 | % 7.3 | ポイント 0.4 |
| ④ | 相続税の納税者である相続人数 | 人 3,181 | 人 3,481 | % 109.4 |
| ⑤ | 課税価格 ^(注4) | 億円 外 195 1,590 | 億円 外 206 1,852 | % 外 105.3 116.5 |
| ⑥ | 税額 | 億円 145 | 億円 198 | % 136.5 |
| ⑦ | 1 被 人 相 当 続 た り 人 | 万円 外 5,906 10,742 | 万円 外 6,128 11,717 | % 外 103.8 109.1 |
| ⑧ | | 万円 978 | 万円 1,249 | % 127.8 |

(注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

なお、租税特別措置法第69条の6及び同法第69条の8の規定により一部の相続税の申告期限は、2019年5月7日まで延長されている。

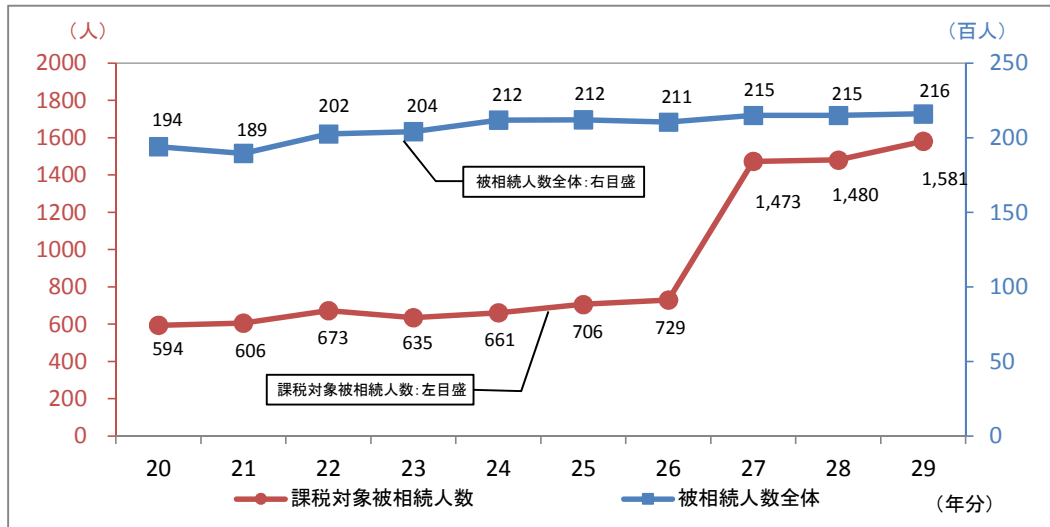
3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。

4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

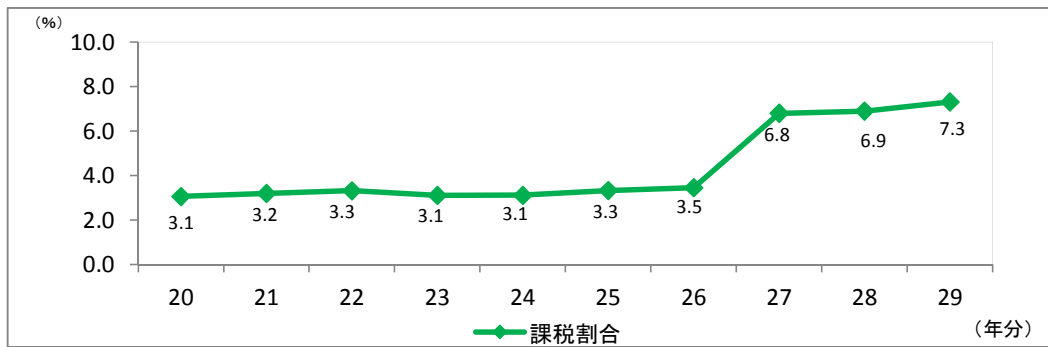
被相続人数の推移【岡山県】

(付表1)



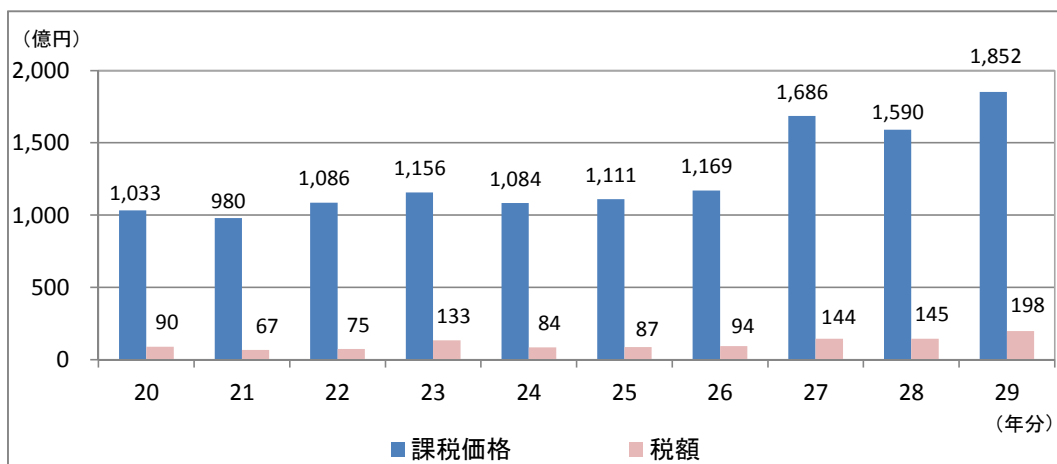
課税割合の推移【岡山県】

(付表2)



(付表3)

相続税の課税価格及び税額の推移【岡山県】



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の推移【岡山県】

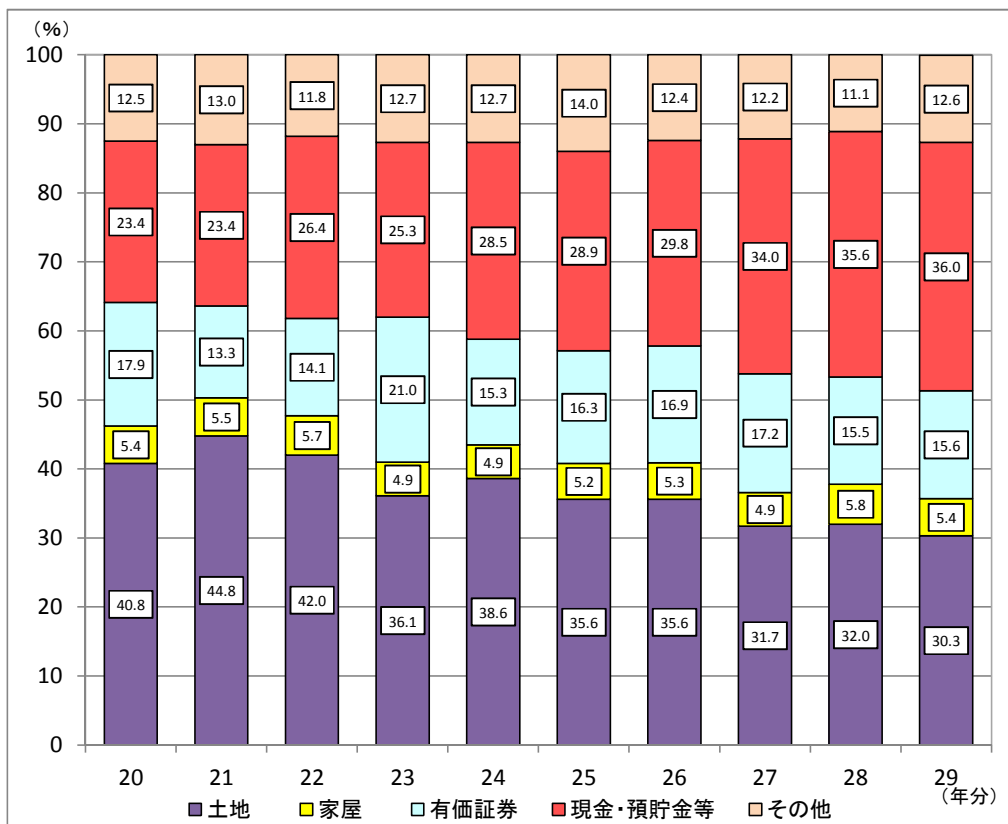
(付表4)

| 項目 年分 | 土地 | 家屋 | 有価証券 | 現金・ 預貯金等 | その他 | 合計 |
|----------|-----|-----|------|-------------|-----|-------|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成20 | 455 | 60 | 199 | 261 | 139 | 1,114 |
| 21 | 479 | 59 | 142 | 250 | 139 | 1,069 |
| 22 | 496 | 68 | 166 | 312 | 138 | 1,180 |
| 23 | 441 | 60 | 257 | 310 | 155 | 1,223 |
| 24 | 444 | 56 | 176 | 327 | 146 | 1,149 |
| 25 | 422 | 61 | 193 | 342 | 166 | 1,184 |
| 26 | 439 | 66 | 209 | 368 | 153 | 1,236 |
| 27 | 557 | 86 | 301 | 598 | 214 | 1,756 |
| 28 | 544 | 99 | 264 | 606 | 189 | 1,702 |
| 29 | 606 | 109 | 313 | 720 | 253 | 2,002 |

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の構成比の推移【岡山県】

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は30,795人（平成28年29,994人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は2,565人（平成28年2,495人）で、課税割合は8.3%（平成28年8.3%）となっており、平成28年と同じ割合になりました。

2 課税価格

課税価格の合計は3,242億円（平成28年2,929億円）で、被相続人1人当たりでは1億2,641万円（平成28年1億1,738万円）となっています。

3 税額

税額の合計は383億円（平成28年307億円）で、被相続人1人当たりでは1,493万円（平成28年1,229万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金35.7%（平成28年36.9%）、土地29.9%（平成28年32.1%）、有価証券16.9%（平成28年14.0%）の順となっています。

相続税の申告事績【広島県】

| 項目 | | 年分等 | | 対前年比 |
|----|--|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | 平成28年分 ^(注1) | 平成29年分 ^(注2) | |
| ① | 被相続人数(死亡者数) ^(注3) | 人 29,994 | 人 30,795 | % 102.7 |
| ② | 相続税の申告書の提出に係る被相続人数 | 人 外 612 2,495 | 人 外 629 2,565 | % 外 102.8 102.8 |
| ③ | 課税割合 (②/①) | % 8.3 | % 8.3 | ポイント 0.0 |
| ④ | 相続税の納税者である相続人数 | 人 5,390 | 人 5,592 | % 103.7 |
| ⑤ | 課税価格 ^(注4) | 億円 外 335 2,929 | 億円 外 346 3,242 | % 外 103.0 110.7 |
| ⑥ | 税額 | 億円 307 | 億円 383 | % 124.9 |
| ⑦ | 1 被 人 相 当 続 た り 人 | 万円 外 5,481 11,738 | 万円 外 5,495 12,641 | % 外 100.3 107.7 |
| ⑧ | | 万円 1,229 | 万円 1,493 | % 121.5 |

(注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。
 なお、租税特別措置法第69条の6及び同法第69条の8の規定により一部の相続税の申告期限は、2019年5月7日まで延長されている。

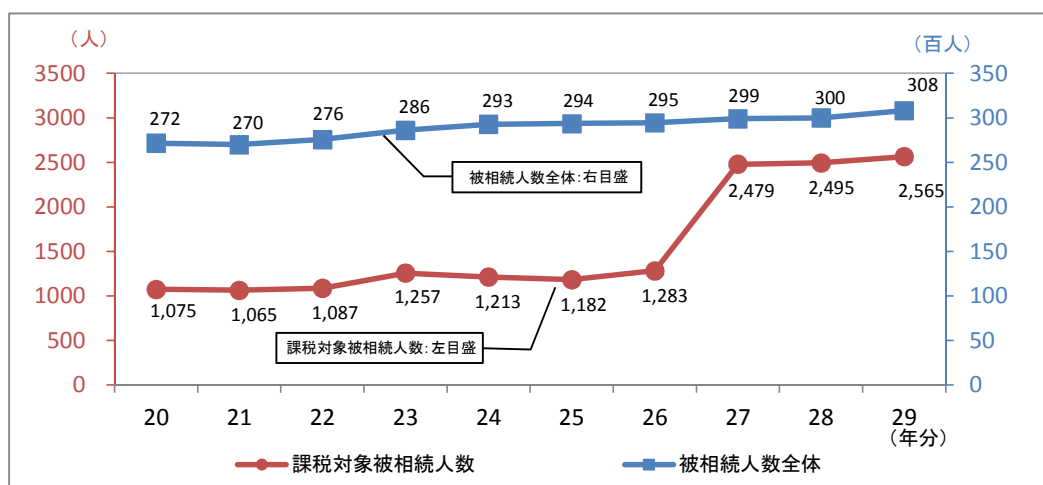
3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。

4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

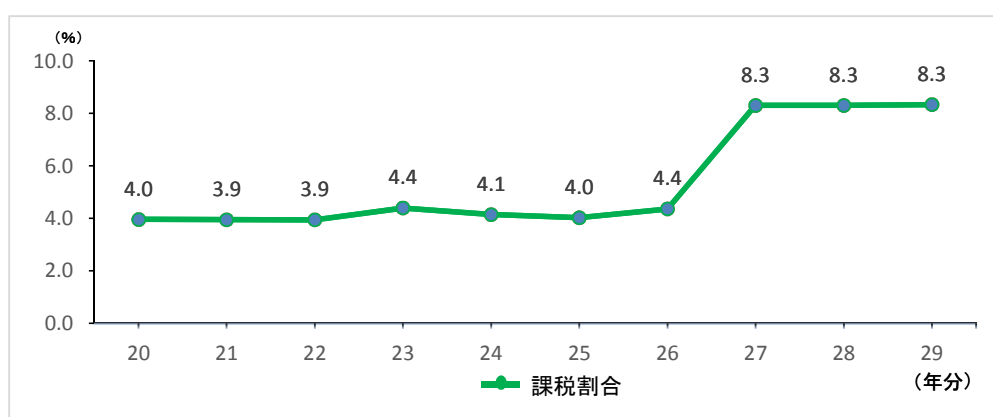
被相続人数の推移【広島県】

(付表1)



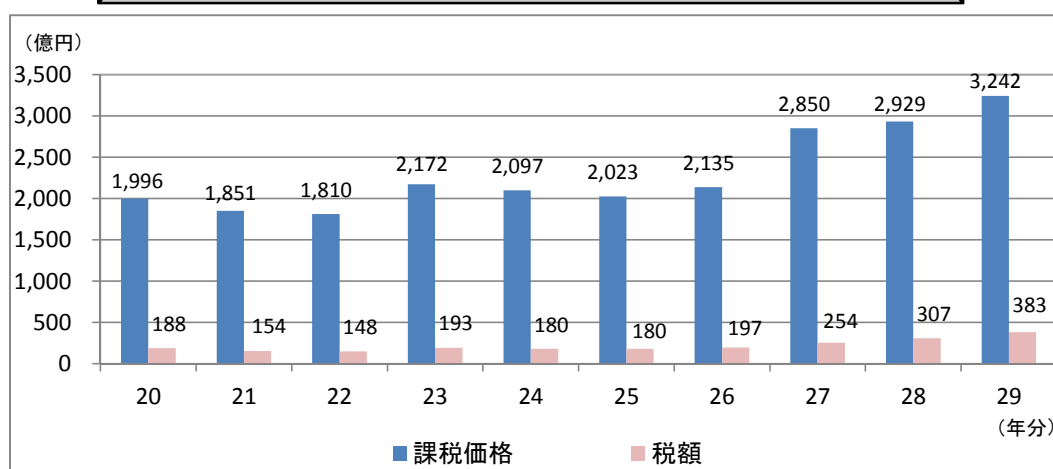
課税割合の推移【広島県】

(付表2)



(付表3)

相続税の課税価格及び税額の推移【広島県】



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の推移【広島県】

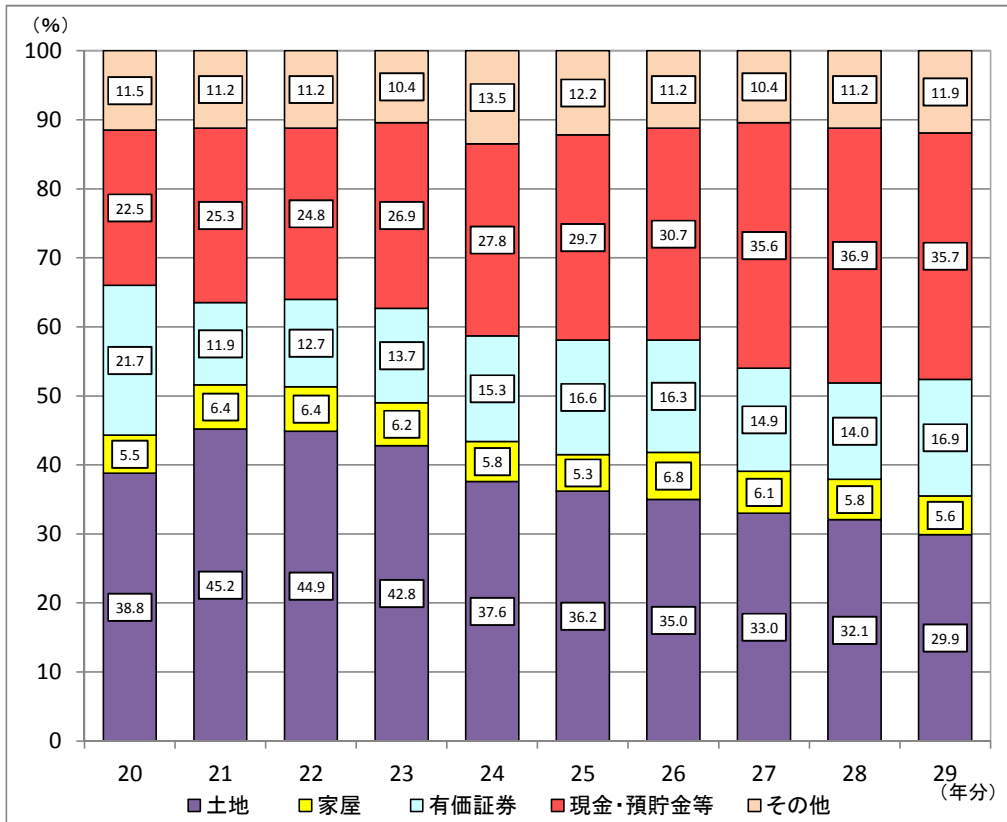
(付表4)

| 項目 年分 | 土地 | 家屋 | 有価証券 | 現金・ 預貯金等 | その他 | 合計 |
|----------|-------|-----|------|-------------|-----|-------|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成20 | 877 | 124 | 491 | 510 | 260 | 2,262 |
| 21 | 899 | 127 | 236 | 503 | 224 | 1,989 |
| 22 | 885 | 127 | 250 | 490 | 221 | 1,973 |
| 23 | 994 | 144 | 318 | 625 | 243 | 2,323 |
| 24 | 857 | 133 | 350 | 634 | 307 | 2,281 |
| 25 | 781 | 113 | 358 | 641 | 262 | 2,155 |
| 26 | 806 | 156 | 375 | 706 | 258 | 2,301 |
| 27 | 1,006 | 187 | 455 | 1,084 | 318 | 3,050 |
| 28 | 1,001 | 179 | 437 | 1,151 | 348 | 3,116 |
| 29 | 1,020 | 191 | 578 | 1,215 | 407 | 3,413 |

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の構成比の推移【広島県】

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

平成29年分の相続税の申告状況について

平成29年中（平成29年1月1日～平成29年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

（注）平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

1 被相続人数等

平成29年中に亡くなられた方（被相続人数）は18,712人（平成28年18,366人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は1,148人（平成28年1,070人）で、課税割合は6.1%（平成28年5.8%）となっており、平成28年より0.3ポイント増加しました。

2 課税価格

課税価格の合計は1,245億円（平成28年1,126億円）で、被相続人1人当たりでは1億841万円（平成28年1億522万円）となっています。

3 税額

税額の合計は126億円（平成28年96億円）で、被相続人1人当たりでは1,099万円（平成28年898万円）となっています。

4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、現金・預貯金等43.6%（平成28年45.5%）、土地21.2%（平成28年22.4%）、有価証券18.0%（平成28年14.1%）の順となっています。

相続税の申告事績【山口県】

| 項目 | | 年分等 | | 対前年比 |
|----|--|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | 平成28年分 ^(注1) | 平成29年分 ^(注2) | |
| ① | 被相続人数(死亡者数) ^(注3) | 人 18,366 | 人 18,712 | % 101.9 |
| ② | 相続税の申告書の提出に係る被相続人数 | 人 外 220 1,070 | 人 外 220 1,148 | % 外 100.0 107.3 |
| ③ | 課税割合 (②/①) | % 5.8 | % 6.1 | ポイント 0.3 |
| ④ | 相続税の納税者である相続人数 | 人 2,251 | 人 2,415 | % 107.3 |
| ⑤ | 課税価格 ^(注4) | 億円 外 131 1,126 | 億円 外 138 1,245 | % 外 104.6 110.5 |
| ⑥ | 税額 | 億円 96 | 億円 126 | % 131.4 |
| ⑦ | 1 被 人 相 当 続 た り 人 | 万円 外 5,977 10,522 | 万円 外 6,250 10,841 | % 外 104.6 103.0 |
| ⑧ | | 万円 898 | 万円 1,099 | % 122.4 |

(注) 1 平成28年分は、平成29年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

2 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

なお、租税特別措置法第69条の6及び同法第69条の8の規定により一部の相続税の申告期限は、2019年5月7日まで延長されている。

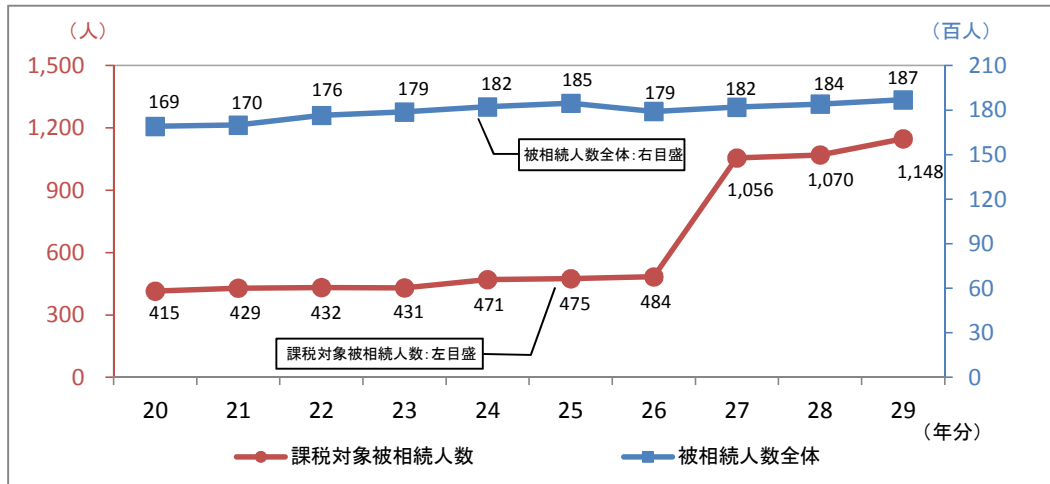
3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」による。

4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

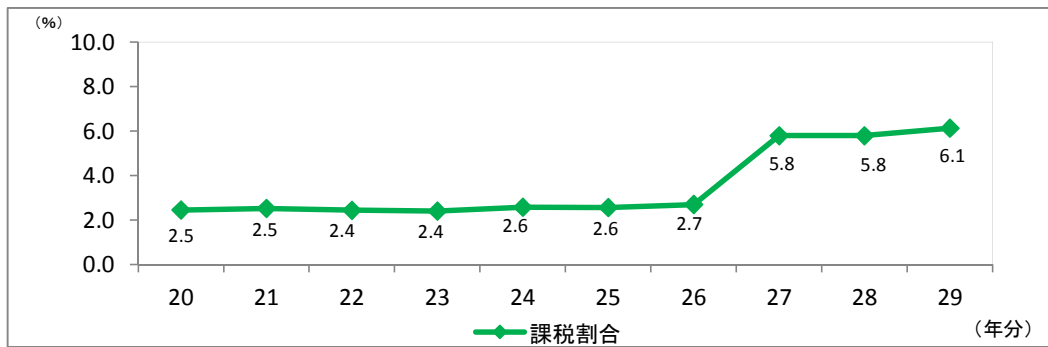
被相続人数の推移【山口県】

(付表1)



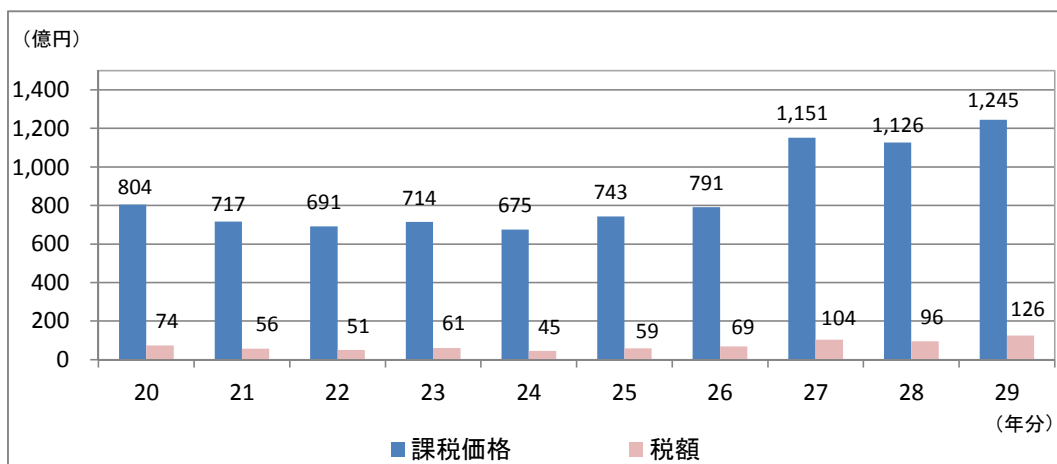
課税割合の推移【山口県】

(付表2)



相続税の課税価格及び税額の推移【山口県】

(付表3)



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の推移【山口県】

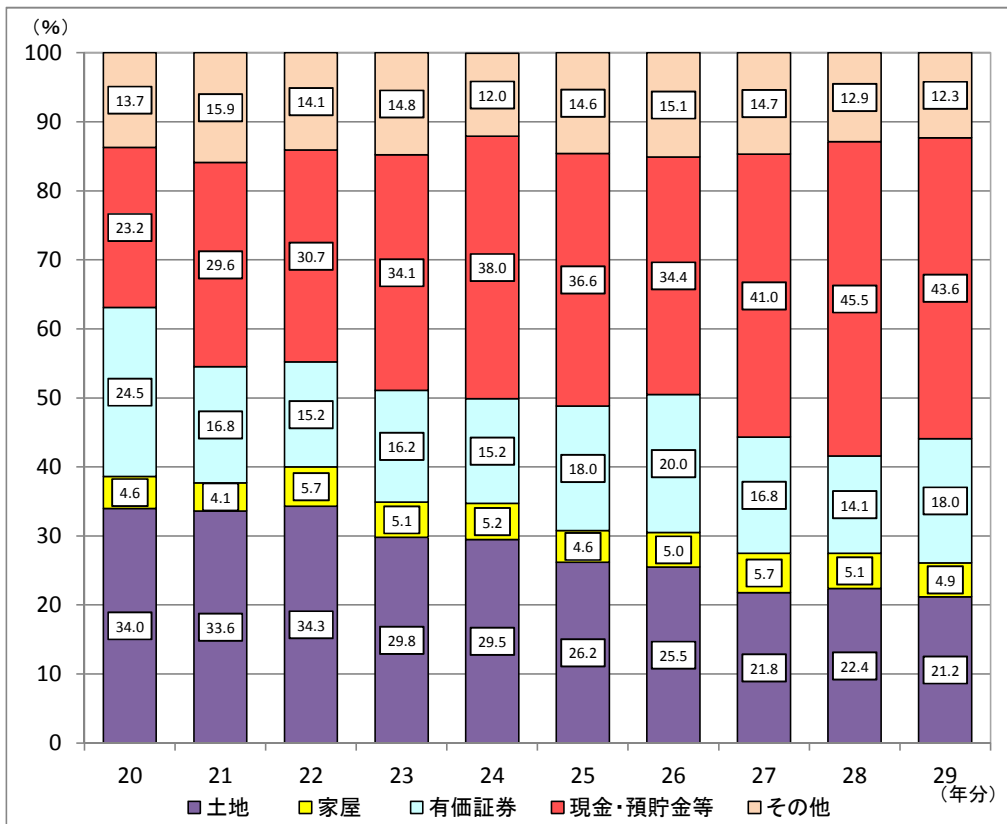
(付表4)

| 項目 年分 | 土地 | 家屋 | 有価証券 | 現金・ 預貯金等 | その他 | 合計 |
|----------|-----|----|------|-------------|-----|-------|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成20 | 286 | 39 | 206 | 195 | 114 | 840 |
| 21 | 248 | 30 | 124 | 219 | 118 | 739 |
| 22 | 251 | 41 | 111 | 225 | 103 | 731 |
| 23 | 221 | 38 | 120 | 254 | 110 | 743 |
| 24 | 208 | 37 | 107 | 267 | 84 | 703 |
| 25 | 196 | 35 | 134 | 273 | 109 | 747 |
| 26 | 206 | 40 | 161 | 278 | 122 | 807 |
| 27 | 255 | 66 | 197 | 480 | 173 | 1,171 |
| 28 | 259 | 58 | 163 | 526 | 149 | 1,157 |
| 29 | 271 | 63 | 231 | 559 | 158 | 1,282 |

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

相続財産の金額の構成比の推移【山口県】

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。